

会議の公開等に関する取扱いについて

平成 11 年 4 月の「附属機関等の会議の公開に関する要領」実施に伴い、仙台市が設置している審議会は公開することが原則となっております。本審議会も『「仙台市スポーツ推進審議会」会議の公開等に関する取扱いについて』に基づき、原則として会議を公開しております。

本日の議事(3)は仙台市スポーツ賞の審査であり、候補者の顕彰の種類を決めるために率直な意見の交換や意思決定における中立性が必要となります。「附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱」第4条第2号イに規定する非公開事由に該当いたしますことから、議事(3)「令和元年仙台市スポーツ賞について」は非公開とすることが適当と考えます。

～抜粋～

附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱

(附属機関等の運営等)

第4条 附属機関等の運営については、次の事項に留意し、適正かつ効率的にこれを行うものとする。

(1) ～略～

(2) 会議の公開・非公開は、当該附属機関等において決定すること。この場合において、次のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。

ア 個人に関する情報で特定の個人を識別し得るものを扱う場合

イ 政策形成過程における情報で公開することにより事務事業の適正な執行に支障が生ずる恐れがある情報を扱う場合

ウ その他非公開とすることに相当の理由がある場合

～抜粋～

「仙台市スポーツ推進審議会」会議の公開等に関する取扱いについて

(会議の公開)

1. 仙台市スポーツ推進審議会の会議(以下「会議」という。)は公開とする。

ただし、出席委員の3分の2以上の多数の議決により秘密会とすることができる。

なお、秘密会とするかどうかの決定については、出席委員の3分の2以上の多数の議決により、会長にこれを行わせることができる。